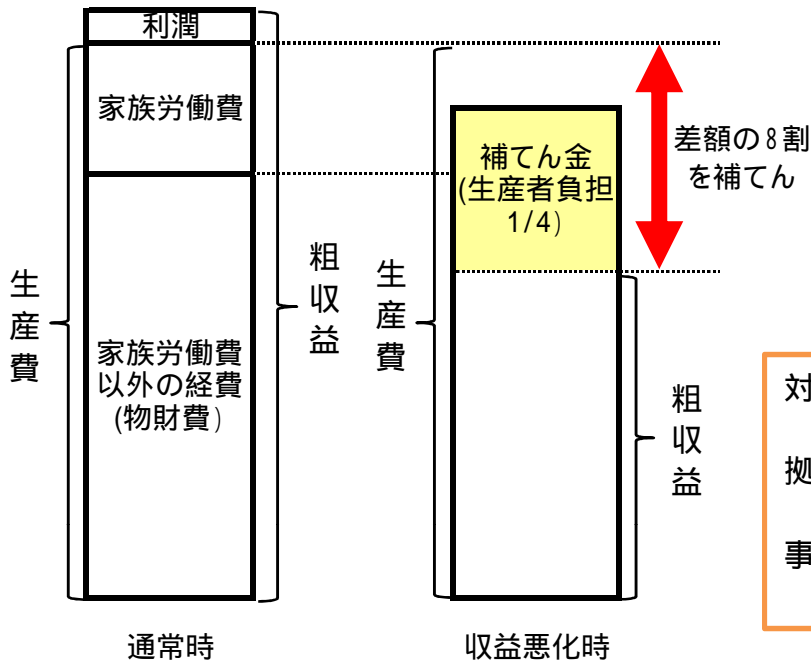


新マルキン事業の実施について

(肉用牛肥育経営安定特別対策事業)

事業の仕組み



肥育牛1頭あたりの四半期平均粗収益(全国平均)が四半期平均生産費(全国平均)を下回った場合に、その差額の最大8割を品種区分別に補てんします。

対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種の3区分で加入ください。
 拠出割合：生産者と国(農畜産業振興機構)が1:3の割合で積立金を拠出します。
 事業期間：平成22年度～24年度(3年間)となります。

新マルキン事業の概要

事業加入の要件が緩和されました。

肉用牛を肥育する生産者であれば、事業への参加が可能です。

一部の生産者は除きます。

全国一律の仕組みとなりました。

22年度から、積立金単価、補てん金単価の算定方法を全国一本化しました。

補てん金交付がない場合積立金は戻ります。

事業終了後、積立金に残余がある場合、拠出割合に応じて生産者に返還されます。



alic
 独立行政法人 農畜産業振興機構

事業に関する質問等は、以下にお問い合わせください。

社団法人 三重県畜産協会 (価格対策課)

TEL 059-213-7513 FAX 059-221-0109